

議案第 73 号

令和元年度貝塚市一般会計補正予算（第 5 号）の件

令和元年度貝塚市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 1 , 9 5 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 4 , 9 8 3 , 8 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和元年 11 月 28 日提出

貝塚市長 藤 原 龍 男

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10. 地方交付税		4,903,630	53,602	4,957,232
	1. 地方交付税	4,903,630	53,602	4,957,232
14. 国庫支出金		6,078,129	45,646	6,123,775
	1. 国庫負担金	5,588,264	43,792	5,632,056
	2. 国庫補助金	466,409	1,854	468,263
15. 府支出金		2,756,745	27,713	2,784,458
	1. 府負担金	2,029,872	21,896	2,051,768
	2. 府補助金	568,634	5,817	574,451
17. 寄附金		1,300,438	30,000	1,330,438
	1. 寄附金	1,300,438	30,000	1,330,438
19. 繰越金		47,615	29,089	76,704
	1. 繰越金	47,615	29,089	76,704
21. 市債		2,330,554	5,900	2,336,454
	1. 市債	2,330,554	5,900	2,336,454
歳 入 合 計		34,791,892	191,950	34,983,842

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		5,997,115	43,282	6,040,397
	1. 総務管理費	5,243,080	43,282	5,286,362
3. 民生費		15,848,989	106,839	15,955,828
	1. 社会福祉費	6,120,347	61,539	6,181,886
	2. 児童福祉費	6,619,843	45,300	6,665,143
4. 衛生費		3,526,789	2,200	3,528,989
	1. 保健衛生費	739,821	2,200	742,021
9. 消防費		1,032,319	31,250	1,063,569
	1. 消防費	1,032,319	31,250	1,063,569
10. 教育費		2,421,241	8,379	2,429,620
	2. 小学校費	764,031	7,871	771,902
	5. 社会教育費	466,125	508	466,633
歳 出 合 計		34,791,892	191,950	34,983,842

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新庁舎整備事業モニタリング支援業務	令和元年度～令和4年度	千円 9,900
聖火リレー実施事業	令和元年度～令和2年度	19,558
異動受付支援システム及びRPA導入事業	令和元年度～令和7年度	27,069
旅券事務体制整備事業	令和元年度～令和4年度	25,344
子ども・子育て交流施設設置事業	令和元年度～令和2年度	8,152

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
学 校 施 設 整 備 事 業	千円 15,600	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 21,500	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	2,330,554									2,336,454								